

議案第六十二号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

令和七年十一月十三日

令和7年11月13日
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表□の部備考を次のように改める。

備考

- 1 開場時間は、教育委員会規則で定める。
- 2 大人のうち、区内に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務している者又は区内の学校に通学している者以外のものの使用料は、八百円とする。
- 3 団体がコース単位で使用する場合の一コース当たりの使用料は、三千三百円とする。
- 4 団体がコース単位で使用する場合の使用可能なコース数の上限は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表□の部備考の改正規定（備考3及び備考4に係る部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

改正案

港区立学校施設等使用条例新旧対照表

現行

(前略)

別表(第三条関係)

(略)
(前略)

使用者	単位時間	使用料
大人・団体	(略)	(略)

備考 開場時間は、教育委員会規則で定める。

1| 開場時間は、教育委員会規則で定める。

(略)

2| 大人のうち、区内に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務している者又は区内の学校に通学している者以外のものの使用料は、八百円とする。

3| 団体がコース単位で使用する場合の一コース当たりの使用料は、三千三百円とする。

4| 団体がコース単位で使用する場合の使用可能なコース数の上限は、教育委員会規則で定める。

(前略)

別表(第三条関係)

(略)
(前略)

使用者	単位時間	使用料
大人・団体	(略)	(略)

備考 開場時間は、教育委員会規則で定める。

付則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表(二)の部備考の改正規定（備考3及び備考4に係る部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

令和7年11月13日
教育委員会議案資料 No. 1-3

生涯学習スポーツ振興課

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

審議内容

学校屋内プール開放の個人利用の対象に区外からの使用者を追加し、団体利用においては、コース単位での使用を可能とするため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正します。

1 改正理由

(1) 個人利用における区外からの使用者の追加について

区外の住民のプール利用について要望が寄せられていること等を踏まえ、利用対象に区内の在住者、在勤者又は在学者以外の区外からの使用者を追加します。

(2) 団体利用におけるコース貸しの実施について

プール全面の貸切のみを可能としている団体での使用について、利便性向上の観点から、コース単位での使用を可能とします。

2 改正内容

(1) 個人利用における区外からの使用者の追加について

区外からの使用者のプール使用料は800円とします。

(2) 団体利用におけるコース貸しの実施について

団体がプールをコース単位で使用する場合の1コース当たりの使用料は3,300円とします。

3 施行期日

(1) 令和8年1月1日

(2) 令和8年4月1日